

家財総合保険をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

ご契約前に必ずお読みください。

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。ご不明点は、取扱代理店または株式会社あそしあ少額短期保険もしくは株式会社 Emyii 少額短期保険（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、家財総合保険（以下、「本保険」といいます。）のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家財総合保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。

Ⅰ 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

本保険は、火災・風災・水災・盗難等による家財の損害に対する補償を中心に、借戸室の修理費用や、貸主や第三者に対する損害賠償責任なども補償する、すべての住宅居住者様のための保険です。

(2) 補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

(1) 普通保険約款

① 家財補償：保険の対象（※）である家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 保険の対象：保険契約証等に記載された住宅に収容された、被保険者（補償を受けられる方）および被保険者と生計を共にする親族が所有する家財をいいます。（事業用設備や什器・商品、製品等は保険の対象とすることができません。）

損害保険金	次の事故により家財が損害を受けた場合に、再調達価額（※1）を基準に算出した損害の額を、保険金額（※2）を限度としてお支払いします。（ただし、30 万円以下の貴金属等については時価額（※1）を基準とします。） （ア）火災 （イ）落雷 （ウ）破裂または爆発 （エ）風災、ひょう災または雪災（20 万円以上の損害の場合に限ります。） （オ）建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊 （カ）給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ （キ）騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 （ク）盗難＜家財 50 万円限度（時価額が 30 万円以下の貴金属等は 10 万円限度）・通貨 20 万円限度・預貯金証書 50 万円限度＞
持ち出し家財保険金	被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって家財を収容する住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内において、損害保険金の（ア）から（ク）までの事故によって損害が生じた場合に、100 万円または保険金額の 20% に相当する額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。
水害保険金	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって家財が損害を受け、次の状態が生じた場合に、それぞれ対応する算式により求められる保険金をお支払いします。 （ア）家財に再調達価額の 30% 以上の損害が生じたとき・・・損害の額×縮小割合 70% ただし、損害の額は保険金額を限度とします。 （イ）家財に再調達価額の 15% 以上 30% 未満の損害が生じたとき・・・保険金額×支払割合 10% ただし、損害の額を限度とします。 （ウ）（ア）および（イ）に該当しない場合において、家財を収容する住宅が床上浸水を被った結果、家財に損害が生じたとき・・・保険金額×支払割合 5% ただし、損害の額を限度とします。

※ 1 再調達価額：損害が発生した時点・場所において、保険の対象と同一の質・用途・規模・型・能力のものを再取得するのに必要となる額をいいます。

時価額：再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※ 2 保険金額：ご契約いただく保険金の支払限度額（ご契約金額）をいいます。

② 費用補償：家財の損害に付随する費用に対し、以下の保険金をお支払いします。ただし、家財補償と合計して保険金額を限度とします。

臨時費用保険金	損害保険金（ア）から（キ）の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合に、損害保険金×30%をお支払いします。ただし、1 回の事故につき 100 万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金（ア）から（キ）の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合に、残存物の取片づけに要した費用に対してお支払いします。ただし、1 回の事故につき損害保険金の 10% を限度とします。
失火見舞費用保険金	損害保険金（ア）または（ウ）の事故を原因として延焼等により第三者の所有物が損壊した場合に、見舞金の費用として「被災世帯数×20 万円」をお支払いします。ただし、保険金額の 20% を限度とします。 ※この費用保険金は、被災世帯に対する見舞金のための費用としてお支払いするものであり、被保険者が実際に被災世帯に対し見舞金をお支払いしない場合には、弊社は保険金の返還を請求させていただくことがあります。

(2) 修理費用担保特約

(1) ①損害保険金(ア)から(ク)の事故により家財を収容する借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、その費用(※)に対し、保険金額を限度として保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任担保特約の補償の対象となる事故を除きます。

※下記のものに係る費用を除きます。

- ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等、借用住宅居住者が共同で利用するもの
- ③借用戸室の自然損耗または性質によるさび、カビまたは変質・瑕疵による損害の修理に要する費用
- ④借用戸室の貸主への明け渡し時または明け渡し後の、原状回復に要する費用のうち、本特約の保険金支払事由以外を原因とするもの

(3) 個人賠償責任担保特約

被保険者が、日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、その損害に対し、保険金額を限度として保険金をお支払いします。

- ①家財を収容する住宅の所有・使用・管理に起因する事故
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

※個人賠償責任担保特約の被保険者の範囲

(ア) 保険契約証、保険証券または保険契約更新証の被保険者欄に記載されている方(以下「本人」といいます。)

(イ) 家財を収容する住宅に生活の拠点として本人と同居する方のうち、下記 a. または b. に該当する方

- a. 本人の配偶者
- b. 本人または配偶者と生計を共にする親族

(4) 借家人賠償責任担保特約

被保険者の責めに帰すべき次の事故により、家財を収容する借用住宅が損壊した場合において、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、その損害に対し、保険金額を限度として保険金をお支払いします。

- ①火災
- ②破裂または爆発
- ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢水による水濡れ

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「5. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約およびその概要

(2) 補償の内容(2)～(4)の各特約のほか、本保険には次の特約を付加できます。(特約の詳細については、特約条項をご確認ください。)

・法人等の契約の被保険者に関する特約

本特約は、法人等の従業員等が、生活の拠点として家財を収容する住宅に居住する場合に付帯されます。これにより、この保険契約における被保険者は、当該従業員等となります。ただし、当会社の他の保険契約の被保険者は除きます。

(5) 保険期間

保険期間は1年間または2年間です。

(6) 引受条件(保険金額等)

(1) 保険金額(保険金の支払限度額)の設定

本保険の保険金額を設定される際は、以下の点にご注意ください。(ご契約いただく保険金額は、保険契約申込書にてご確認ください。)

- ①家財の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時の家財の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
- ②家財の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害に対し十分な補償が受けられない場合があります。
- ③家財の再調達価額は変動するものであり、損害の額の算出は事故発生時点の評価額に基づいて行われます。

(2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2 保険料

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5 解約返戻金

保険期間の途中でご契約を解約なさる場合、保険料から、当該金額に既経過月数に応じた所定の解約係数を乗じた額を差し引いた、その残額を返戻します。ご解約の際は、巻末の「異動承認請求書」に必要事項のご記入および捺印のうえ、弊社までご郵送ください。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家財総合保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。

Ⅰ 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

- (1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。上記期間内（8日以内の消印有効）に次の内容をハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.associa-insurance.com/contact/form.html> からご通知ください。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ①クーリングオフされる旨 | ④ご契約を申し込まれた保険の契約番号 |
| ②ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号 | ⑤ご契約を申し込まれた代理店名 |
| ③ご契約を申し込まれた年月日 | |

- (2) クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。
- (3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

Ⅱ 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|------------------|------------|
| ①保険契約者の住所・氏名（名称） | ④住宅の構造・用途 |
| ②家財を収容する住宅の所在地 | ⑤他の保険契約の有無 |
| ③被保険者の氏名 | ⑥世帯構成人数 |

- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。
- ①保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた事実。
②保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ①家財全部を譲渡すること | ③引越等により、家財全部を他の場所に移転すること |
| ②家財を収容する建物の構造・用途を変更すること | ④その他、告知事項の内容を変更すること |

Ⅲ 重大事由による解除、失効等

- (1) 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (3) 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合、ご契約は無効となります。
- (4) ご契約後に保険の対象の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

Ⅳ 保険責任の開始時期

- (1) 弊社の保険責任は、保険契約証等記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) 保険期間が開始した後でも、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

Ⅴ 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

この保険で保険金をお支払いできない主な損害は、次の通りです。（主な場合のみを記載していますので、詳細は家財総合保険の普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」をご参照ください。）

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ①保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する損害 | ③地震、噴火、津波を原因とする損害 |
| ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害 | ④取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害 |

(2) 保険の対象に含まれないもの

次のものについては、保険の対象である家財の範囲に含まれません。

- ①自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、通貨または預貯金証書の盗難による損害については、この限りではありません。
- ③貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
- ④稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑤商品、営業用什器・営業用備品その他これらに類するもの
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- ⑦動物および植物等の生物

Ⅵ 補償重複

本保険のご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。（注）

（注）１ 契約のみに特約がセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	個人賠償責任担保特約	他社の自動車保険の個人賠償責任担保特約
2	個人賠償責任担保特約	他社の傷害保険の個人賠償責任担保特約

Ⅶ 保険契約の更新

- （１）保険期間満了日の２か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- （２）保険期間満了日の１か月前までに、保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料をお払込みください。
- （３）更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込が無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。
- （４）保険事故の発生状況等によっては、ご契約の更新ができないことがあります。

Ⅷ 破綻時等の取扱い

- （１）弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しません。
- （２）弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- （３）弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

Ⅸ ご意見・苦情等のお申し出について

（１）弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申出】 TEL:0120-936-120 ※受付時間／9:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
 【メールでのお申出】 info@associa-insurance.com

（２）指定紛争解決機関（ADR 機関）

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできます。

当機関は、お客様からのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【「少額短期ほけん相談室」の連絡先】
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF八丁堀ビルディング 2F
 TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755 ※受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

Ⅹ 特に法令等で注意喚起することとされていること

（１）更新時の保険料の増額または保険金額の減額等

- （１）弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- （２）想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

（２）少額短期保険業者とは

- （１）弊社は、保険業法第 2 条 18 項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。
 - ・ 保険期間が 1 年（損害保険は 2 年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第 1 条の 6 に定める金額（損害保険は 1,000 万円）以下である保険契約の引受け
 - ・ 1 人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 1,000 万円以下の引受け
 - ・ 1 の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が 10 億円以下の引受け
- （２）株式会社少額短期保険は保険業法にかかる経過措置の適用を受けており、上記に関わらず 1 被保険者にかかる保険金額の限度額として 2,000 万円まで引き受けができます。同経過措置は、2023 年 3 月末日をもって終了を予定しており、同年 4 月以降は 1 被保険者にかかる保険金額の限度額は 1,000 万円となります。

Ⅺ 事故が起こった場合

- （１）この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
（事故受付センター：0120-956-834）
- （２）保険金請求権には**3年の時効**がありますのでご注意ください。
- （３）保険の対象の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家財総合保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお払込みいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。
- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。
- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、インターネット上のご契約者様専用ページ『マイページ』にログインのうえ、保険契約証画面にて契約内容の詳細についてご確認ください。保険証券の発行・交付をご希望の場合は、弊社までご連絡ください。

3 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-956-834（年中無休・24 時間受付）

※賠償事故の場合は、事前に弊社へご相談ください。事前のご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則 30 日以内（※）に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。

※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

4 共同保険について

この保険は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）および株式会社 Emyii 少額短期保険（非幹事）の共同保険として、または各社単独で引き受けを行います。両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者は、他の引受少額短期保険業者の代理・代行を行います。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.associa-insurance.com>）をご覧ください。

（注）上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

事故にあわれた場合（事故受付）



0120-956-834

受付時間／24 時間・年中無休

事故受付以外の業務（初期対応等）は、下記営業時間内に限らせていただきます。

営業時間／9：30～17：00

（土日・祝日・年末年始を除く）

電話が混み合う場合がございますので、WEB からお問い合わせください。

事故
WEB受付



弊社保険に関するご意見・苦情



0120-936-120

受付時間／9：30～17：00

（土日・祝日・年末年始を除く）

お客様からのご要望・ご不満のお申し出は、真摯に受け止め対応いたします。

家財総合保険

普通保険約款

用語の定義

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のあるときはそれを優先します。

	用 語	定 義
あ	汚損	汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
	家財	建物内（※１）に収容される生活の用に供する家具、衣類その他の生活に必要な動産をいいます。
	貸主	借用施設を賃貸する者をいい、転貸人を含みます。
	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類、洗濯機本体、エアコン（ドレン管を含みます。）等は給排水設備には含みません。
か	告知事項	危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事実を含みます。）をいいます。
	再調達価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再調達するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物（※２）をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象となる物の価額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
さ	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われるときを除きます。
	住宅	人の居住の用に供される建物（※３）をいい、同一の敷地内に所在する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
	修理費用	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態（※４）に復旧するために必要な修理費用をいいます。このとき、損害が生じた物の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用が補修による修理費用を超えると認めたときは、その部分品の修理費用は補修による修理費用とします。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
あ	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
	雪災	豪雪、なだれ等の災害をいい、融雪こう水を除きます。
	損壊	滅失（※５）、破損（※６）または汚損をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがあるときを除きます。
	損害	事故や災害により受ける金銭上の不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の対象となる物に生じた損害を含みます。

	用 語	定 義
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	同居	同一家屋（※７）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養家族の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住しているときも、同居しているものとして取り扱います。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
は	ひょう災	ひょう（積乱雲から降る大粒の氷）によって生じた事故をいいます。
	風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等の災害をいい、こう水、高潮等を除きます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当会社が被保険者に払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類をいいます。
ま	保険期間	保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載された保険期間をいいます。
	保険金額	保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載された保険金額をいいます。
	未經過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
や	持ち出し家財	被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅から一時的に持ち出された保険の対象をいいます。
	床上浸水	畳等が敷かれた起居に必要な床（※８）を超える浸水をいいます。
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

- （※１）建物内には軒下を含みます。
- （※２）有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
- （※３）一棟の建物の一部であって、構造上区分されて独立して居住の用に供することのできる住戸室を含みます。
- （※４）構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
- （※５）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。
- （※６）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- （※７）建物の主要構造物のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを１単位の同一家屋とします。
- （※８）畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第1章 家財担保条項

第1条（この条項の補償内容）

（1）当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然な事故によって保険の対象について生じた（2）に規定する損害に対して、この条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発
風災、ひょう災または雪災	④ 風災、ひょう災または雪災
水災	⑤ 水災
水濡れ	⑥ 給排水設備事故の水濡れ等
騒じょう等	⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧ 建物の外部からの物体の衝突等
盗難	⑨ 盗難

（2）（1）に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	事故の種類	損害の説明
①	火災	火災によって保険の対象について生じた損害
②	落雷	落雷によって保険の対象に生じた損害
③	破裂または爆発	破裂または爆発によって保険の対象に生じた損害
④	風災、ひょう災または雪災による損害	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受け、再調達価額で算定したその損害の額が20万円以上に該当するとき
⑤	水災による損害	水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するとき。（ア）および（イ）における損害の割合は、保険の対象全体の再調達価額に対する損害を被った保険の対象の再調達価額の割合によってこれを算出します。 （ア）保険の対象に30%以上の損害が生じたとき （イ）保険の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき （ウ）（ア）および（イ）に該当しないときにおいて、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき
⑥	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害。ただし、次の事由による損害を除きます。 （ア）風災、ひょう災または雪災 （イ）水災
⑦	騒じょうまたは労働争議による損害	騒じょうおよびこれに類似の集団行動（※1）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害
⑧	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害。ただし、次の事由による損害を除きます。 （ア）雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類するものの落下または飛来による事故 （イ）土砂崩れによる事故 （ウ）風災、ひょう災または雪災 （エ）水災
⑨	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします。

（※1）騒じょうおよびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

（3）当会社は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅内における通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、通貨の盗難による損害については次の①、預貯金証書の盗難による損害については次の①から③までに掲げる事実があったことを条件とします。

①	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
②	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
③	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

（4）当会社は、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅から一時的に持ち出された保険の対象（※1）に、日本国内の他の建築物（※2）内において（2）の①から④までおよび⑥から⑨までの損害が生じたときは、その損害に対して、持ち出し家財保険金を支払います。この場合において、費用保険金は支払いません。

（※1）持ち出し家財をいいます。
（※2）アーケードや地下道等、専ら通路に利用されるものを除きます。

（5）当会社は、第5条（支払保険金の計算）（7）から（10）までに規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払い、または費用を負担します。

①	臨時費用保険金
②	残存物取片づけ費用保険金
③	失火見舞費用保険金
④	損害防止費用

第2条（保険の対象）

（1）この普通保険約款において、保険の対象とは、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅に収容され、かつ被保険者本人または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財をいいます。

（2）下表については、保険の対象に含みません。

①	自動車（※1）
②	通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、第1条（この条項の補償内容）（3）に該当する通貨または預貯金証書についての盗難による損害については、この限りではありません。
③	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
⑤	商品、営業用什器・営業用備品その他これらに類するもの
⑥	動物、植物その他の生物

（※1）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。

（3）被保険者が借用する住宅の付属物のうち、被保険者本人または被保険者と生計を共にする親族が所有するものは、職務で使用するものを除き、（1）の保険の対象に含むものとします。

第3条（被保険者）

（1）この普通保険約款において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載されたものをいいます。

（2）被保険者が死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条(保険金をお支払いしない場合)

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (ア) 保険契約者 (* 1) (イ) 被保険者 (* 1) (ウ) (ア) または (イ) の法定代理人 (* 1)
②	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取る際には、その者またはその者の法定代理人 (* 2) の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
④	第1条(この条項の補償内容)(2)①から⑧までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
⑤	第1条(この条項の補償内容)(2)⑨のときにおいて保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
⑥	持ち出し家財である自転車または原動機付自転車 (* 3) の盗難
⑦	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑧	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑨	核燃料物質 (* 4) もしくは核燃料物質 (* 4) によって汚染された物 (* 5) の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑩	次のいずれかに該当する事由 (ア) ⑦から⑨までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故の⑦から⑨までの事由による延焼または拡大

- (* 1) その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (* 2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (* 3) 総排気量が 125cc 以下のものをいいます。
- (* 4) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
- (* 5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条(支払保険金の計算)

- (1) 第1条(この条項の補償内容)(2)①から④までおよび⑥から⑨までの損害保険金として当会社が支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定め、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、その損害の額を損害保険金として支払います。ただし、第1条(この条項の補償内容)(2)⑨の盗難による損害が生じたときの当会社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき 50 万円を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が 30 万円以下である場合は、当会社が第1条(この条項の補償内容)(2)①から④までおよび⑥から⑨までの損害保険金として支払うべき損害の額は保険の対象の時価額によって定め、当会社は、1回の事故につき保険金額を限度として、その損害の額を損害保険金として支払います。ただし、第1条(この条項の補償内容)(2)⑨の盗難による損害が生じたときの当会社が支払うべき損害保険金の額は、1個または1組ごとに 10 万円を限度とします。
- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)および(2)の損害の額に含まれます。ただし、その回収することができた保険の対象の再調達価額 (* 1) を限度とします。
- (* 1) 保険の対象が貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合には時価額とします。
- (4) 当会社が第1条(この条項の補償内容)(2)⑤の水害保険金とし

て支払うべき損害の額は、再調達価額によって定め、以下の規定に従って水害保険金の額を算出します。

- ① 第1条(この条項の補償内容)(2)⑤(ア)の水害保険金の額は、次の算式 (* 1) によって算出した額とします。

$$\text{損害の額} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- ② 第1条(この条項の補償内容)(2)⑤(イ)の水害保険金の額は、次の算式 (* 2) によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき損害の額を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (10\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- ③ 第1条(この条項の補償内容)(2)⑤(ウ)の水害保険金の額は、次の算式 (* 2) によって算出した額とします。ただし、1回の事故につき損害の額を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{水害保険金の額}$$

- (* 1) 損害の額が保険金額を超えときは、算式の損害の額は、保険金額とします。
- (* 2) 保険の対象の再調達価額が保険金額より下回るときは、算式の保険金額は、保険の対象の再調達価額とします。

- (5) 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(3)の損害保険金として支払うべき損害の額について、以下の規定に従って算出します。

- ① 第1条(この条項の補償内容)(3)の通貨等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき 20 万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。
- ② 第1条(この条項の補償内容)(3)の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき 50 万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

- (6) 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(4)の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額について、以下の規定に従って算出します。

- ① 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(4)の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額について、再調達価額によって定めます。ただし、持ち出し家財が貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が 30 万円以下である場合は、当会社が第1条(この条項の補償内容)(4)の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は持ち出し家財の時価額によって定めます。
- ② 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、①の損害の額に含まれるものとします。ただし、その回収することができた持ち出し家財の再調達価額 (* 1) を限度とします。
- ③ 当会社は、1回の事故につき、100 万円または保険金額の 20% に相当する額のいずれか低い額を限度とし、①および②の規定による損害の額を持ち出し家財保険金として、支払います。
- (* 1) 保険の対象が貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合には時価額とします。

- (7) 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(2)①から④までおよび⑥から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の 30% に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき 100 万円を限度とします。

- (8) 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(2)①から④までおよび⑥から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 (* 1) に対して、残存物取片づけ費用 (* 1) の額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき損害保険金の 10% に相当する金額を限度とします。

- (* 1) 取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

- (9) 当会社は、第1条(この条項の補償内容)(2)①または③の損害保険金が支払われる場合において、下表の事故によって下表の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金の費用に対して、損害が生じた世帯または法人の数に1被災世帯あたりの支払額として 20 万円を乗じた額を失火見舞費用保険金として支払います。ただ

し、1回の事故につき、保険金額の20%に相当する金額を限度とします。

事故	保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住宅から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*1)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
損害	第三者(*1)の所有物(*2)の滅失(*3)、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (*1) 他人のためにする保険契約の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。
- (*2) 区分所有建物の共有部分を含みます。
- (*3) 物がその物としての物理的存在を失うことをいい、一部破損や紛失は含みません。

(10) 保険契約者または被保険者が、第2章第3節第1条(事故発生時または損害発生時の義務)の規定により、第1条(この条項の補償内容)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第4条(保険金をお支払いしない場合)に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、下表の費用に対して、損害防止費用を負担します。また、当会社は、この負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

①	消火活動のために費消した消火薬剤等の再調達費用
②	消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再調達費用
③	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)

- (*1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (*2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第1条(この条項の補償内容)(2)から(4)までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、当会社が第1条(この条項の補償内容)の保険金として支払う額は、別表1によります。

第7条 (他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額または損害防止費用の負担額)

第1条(この条項の補償内容)(5)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、当会社が第1条(この条項の補償内容)(5)の費用保険金として支払う額または損害防止費用として負担する額は、別表2によります。

第8条 (費用保険金の支払限度額)

当会社が支払うべき第1条(この条項の補償内容)(5)①から③までの費用保険金の総額は、第1条(この条項の補償内容)(2)に基づいて支払うべき保険金の額と合計して保険金額を限度とし、その合計額が保険金額を超える場合には、保険金額から第1条(この条項の補償内容)(2)に基づいて支払うべき保険金の額を控除した額を費用保険金として支払います。

第9条 (保険金の合計支払限度額)

この保険契約の普通保険約款および修理費用担保特約条項の規定により当会社の支払うべき保険金の総額は、1回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の金額を限度とします。

第10条 (想定外の事象発生による保険金の削減減)

想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当会社が認めたときには、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、下表の告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

①	保険契約者の住所・氏名または名称
②	家財を収容する住宅の所在地
③	被保険者の氏名または名称
④	住宅の構造・用途
⑤	他の保険契約等の有無
⑥	世帯構成人数

第2条 (通知義務)

(1) 保険契約締結後、下表のいずれかに該当する事実が発生したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなったときは、当会社に通知する必要はありません。

①	保険の対象の全部を譲渡すること
②	保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更すること
③	保険の対象の全部を他の場所に移転すること
④	①から③までのほか、告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること

- (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定め たものに関する事実に限ります。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けたときには、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条 (保険契約者の住所変更)

- (1) 保険契約者が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に書面等によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最後の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条 (保険金支払後の保険金額)

当会社が保険金を支払ったときにおいても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第5条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取消することができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することを求めることができます。
- (3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約締結の際に定めた金額に従い、①から③までの払込期日までに払い込まなければなりません。

	払込方式	払込期日
①	代理店への直接払込方式	この保険契約の始期日まで
②	送金払込方式	この保険契約の始期日まで
③	料金収納代行サービス方式	この保険契約の始期日まで

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時または損害発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること
②	事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること
③	事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること (ア) 事故の状況 (イ) 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 (ウ) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること
⑤	訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること
⑥	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
⑦	盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察署に届け出ること
⑧	修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨	調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)

- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (*3) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時または損害発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の中欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①	①第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止できたと認められる損害の額
②	②第1条の表の②から⑤までは同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までは同表の⑦から⑨までによって当会社が被った損害の額
③	③第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の③、同表の⑦または同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害額を証明する書類(*1)
 - ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が第4条(指定代理請求人)(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

(ア)	所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
(イ)	盗難による損害の場合は、所轄警察署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要なとする費用の見積額(*2)および被害が生じた物の写真(*3)を含みます。
- (*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*3) 画像データを含みます。
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)で規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第2条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (*1) 被保険者が第1条(保険金の請求)(2)の手続きを完了した日をいいます。
- (*2) 保険価額を含みます。

(2) (1) に規定する確認をするため、下表の中欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて下表の右欄の日数(※1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(※2)	180日

- (※1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(※2) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※1)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(※1) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、(1)または(2)に規定した保険金支払期日を超えて保険金を支払う場合は、法定利率を日割り計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。
- (5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第3条 (保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条 (指定代理請求人)

- (1) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(※1)または②以外の3親等内の親族

- (※1) 法律上の配偶者に限ります。
- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

第5節 保険契約の取消、無効、失効または解除

第1条 (保険契約の取消)

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条 (保険契約の無効)

保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

第3条 (保険契約の失効)

保険契約締結後、保険の対象の全部が滅失した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

第4条 (告知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第1節第1条(告知義務)の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

- (2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(※1)
③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または初年度の保険契約締結の時から5年を経過した場合

- (※1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (3) (1)の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第5条 (通知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第1節第2条(通知義務)(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(※1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
(※1) 損害の発生の可能性が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (3) (1)の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (5) 当会社は、(1)に規定する危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (6) (5)の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

第6条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者（＊1）が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で故意に事故を生じさせたとき、または生じさせようとしたとき（＊2）
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者（＊3）に詐欺の行為があったこと（＊2）
③	保険契約者が、次のいずれかに該当する場合 ア．反社会的勢力（＊4）に該当すると認められること イ．反社会的勢力（＊4）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること ウ．反社会的勢力（＊4）を不当に利用していると認められること エ．法人である場合において、反社会的勢力（＊4）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ．その他反社会的勢力（＊4）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- (＊1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(＊2) 未遂の場合を含みます。
(＊3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(＊4) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、この保険契約のうちその被保険者に係る部分を、保険契約者に対する書面による通知をもって解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

①	(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第7条（保険契約者による保険契約の解約）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解約することができます。

(2) (1)の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還）

(1) 第5節第1条（保険契約の取消）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、保険料は返還しません。

(2) 第5節第2条（保険契約の無効）に規定する保険契約の無効の場合は、当会社は、保険料は返還しません。

(3) 第5節第3条（保険契約の失効）に規定する保険契約の失効の場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した未経過保険料を返還します。

(4) 保険期間が1年を超える保険契約の無効または失効のときには、当会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(2)および(3)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

(5) 第5節第4条（告知義務違反による保険契約の解除）から第6条（重大事由による保険契約の解除）までのいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表3に掲げる解約係数によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(6) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表3に掲げる解約係数によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(7) 保険期間が1年を超える保険契約の解除または解約のときには、解除または解約のあった日の属する契約年度に対する保険料については、(5)および(6)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第2条（保険料の返還または請求－告知・通知事項の承認の場合）

(1) 第5節第4条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 第1節第2条（通知義務）の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) (1)または(2)による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、当該保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、支払うべき保険金の額から当該保険料に相当する額を差し引いて保険金を支払うものとしします。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第1節第5条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第1節第5条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料を、未経過期間について日割をもって計算し、これを返還します。

第4条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

(1) 当会社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めたときには、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) (1)の規定により保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、保険契約者にすみやかにその旨を通知します。

(3) (2)の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

①	当会社の通知した内容で保険契約内容を変更する方法
②	保険契約を解約する方法

(4) (3)の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より(3)①の方法が指定されたものとみなします。

(5) (1)で保険料が増額となるときは、保険契約者は当会社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。

(6) 本条の規定により保険契約を解約するときには、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第7節 保険契約の更新

第1条（保険契約の更新）

- (1) 当社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し更新契約（※1）の内容を通知するものとします。
（※1）この節の規定により更新する更新後の保険契約をいいます。以下この節において同じ。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、保険契約は（1）の更新契約の内容により更新されるものとします。
- (3) 保険契約者は、更新保険料払込期日（※2）までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
（※2）更新保険料払込期日は、更新前契約の保険期間満了日とします。
- (4) 更新保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は更新契約の保険始期の属する月の翌末日までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
- (5) （4）の期間内に更新契約の保険料が払い込まれない場合には、（2）の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
- (6) 更新契約の保険始期から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当社は、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。
- (7) 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当社は、インターネット上の専用画面に保険契約の更新を証する画面を表示します。ただし、保険契約者からの申し出があった場合には、保険契約更新証を発行・交付します。
- (8) （2）の保険契約の更新の場合には、従前の保険証券または保険契約証画面と、（7）の更新を証する画面または保険契約更新証をもって、新たな保険証券の発行に代えるものとします。
- (9) （1）および（2）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。この場合、更新しない旨を、保険期間満了日の属する月の2か月前までに保険契約者へ通知します。

①	第5節第6条（重大事由による保険契約の解除）（1）に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
②	当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
③	当社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更をおこなった等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
④	当社が、保険契約者または被保険者または当該住宅に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合
⑤	前各号に規定する他、当社が特別な事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合

第2条（更新契約に適用される制度、料率等）

当社が、制度、料率等（※1）を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の初日における制度、料率等が適用されるものとします。
（※1）制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第3条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額等）

- (1) 当社は、この保険における保険金の支払額（※1）がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときには、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
（※1）すでに支払事由が発生した場合の見込み額を含みます。
- (2) （1）の規定により保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、更新される保険契約の保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその旨を通知します。
- (3) （2）の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

①	当社の通知した内容で保険契約を更新する方法
②	保険契約を満了する方法

- (4) （3）の指定がなされないまま更新日が到来したときは、保険契約者より（3）①の方法が指定されたものとみなします。
- (5) 第1条（保険契約の更新）および（1）から（4）までの規定にかかわらず、保険金の支払状況等によりこの保険が不採算となり保険契約の引受が困難になったときには、保険契約の更新を引き受けないことがあります。この場合、保険期間満了日の2か月前までにその旨を通知します。

第8節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) （1）の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。ただし、更新契約については第7節第1条（保険契約の更新）（6）が適用され、本条項の限りではありません。

第2条（評価人および裁定人）

- (1) 再調達価額または損害の額の程度について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定します。
- (2) 当事者は、自己の選定した評価人の費用（※1）を各自負担し、その他の費用（※2）については、半額ずつ負担します。
（※1）報酬を含みます。
（※2）裁定人に対する報酬を含みます。

第3条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権（※1）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （※1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) （1）の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第4条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第1章第5条（支払保険金の計算）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の再調達価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) （3）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（※1）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(＊１) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、第１章第５条（支払保険金の計算）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第5条（保険証券等の不発行の特則）

- (１) 当会社は、保険契約者の申出により、保険証券の発行を行うこととします。
- (２) 保険証券を発行しない場合は、この保険契約の内容としてインターネット上の専用画面に表示した保険契約証を、保険証券の記載事項とし、この保険契約の普通保険約款(＊１)の規定を適用します。
- (＊１) 付帯される特約を含みます。
- (３) (１)の保険証券発行の申出があった場合には、当会社は、発行・交付に必要な費用を保険契約者に請求することができます。

第6条（破産）

- (１) 当会社が破産手続開始の決定を受けた場合は、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- (２) 保険契約者が(１)の規定による保険契約の解除をしなかった場合は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3か月を経過した日に失効します。

第7条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

第8条（時効）

- (１) 保険金を請求する権利は、第2章第4節第1条(保険金の請求)(１)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (２) 保険料の返還を請求する権利は、事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（用語の適用等）

- (１) この基本条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。
- (２) この基本条項において保険契約の締結には、更新(＊１)を含むものとします。
- (＊１) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款および特約条項に基づき、同一の条件・期間での保険契約(第7節第2条(更新契約に適用される制度、料率等)の規定が適用される場合にあっては、同条の制度、料率等が適用された条件・期間での保険契約)を引き続き継続することによって、同節第1条(保険契約の更新)の規定を適用するものをいいます。ただし、同節第3条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額等)(１)から(４)までの規定が適用される場合にあっては、異なる条件・期間で保険契約を引き続き継続することを含みます。

第10条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第11条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

修理費用担保特約条項

用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は下表のとおりです。

借戸室	保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の建物または住戸室をいいます
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容－修理費用）

当会社は、下表のいずれかに該当する事故により、被保険者の借戸室に損害が生じた場合において、第3条(被保険者)に規定する被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発
④	風災、ひょう災または雪災。ただし、借戸室の内部については、借戸室またはその一部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災または④の事故による損害を除きます。
⑦	借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは④の事故による損害を除きます。
⑧	騒じょうおよびこれに類似の集団行動(＊１)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(＊１) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動にいたらないものをいいます。

第3条（被保険者）

- (１) この特約において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載されたものをいいます。
- (２) 被保険者が死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条（保険金をお支払いしない場合－修理費用）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人(＊１)の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人(＊１)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
③	保険契約者、被保険者、借戸室(＊２)の貸主(＊３)が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(＊４)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑦	次のいずれかに該当する事由 (ア) ④から⑥までの事由によって発生した事故の拡大 (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の④から⑥までの事由による拡大(＊５)

- (＊１) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(＊２)の貸主(＊３)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (＊２) 借戸室とは、被保険者の借用する建物の戸室をいいます。
- (＊３) 貸主には転貸人を含みます。

- (＊４) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (＊５) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第5条（保険金の支払対象となる修理費用の範囲）

この特約条項において保険金の支払対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用のうち、次の各号に掲げるもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第6条（保険金の合計支払限度額）

当会社が普通保険約款およびこの特約条項の規定により支払うべき保険金の総額は、1回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の金額を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (１) この特約条項の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、下表に定める金額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (２) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

第8条（この特約条項が付帯された保険契約との関係）

- (１) この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- (２) この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この特約も同時に終了します。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に付帯される普通保険約款に適用される基本条項の規定を準用します。

個人賠償責任担保特約条項

用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は下表のとおりです。

本人	保険契約証、保険証券または保険契約更新証の被保険者欄に記載の者をいいます。
住宅	本人の居住の用に供されている住宅(＊１)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
損壊	滅失、き損または汚損をいいます。

- (＊１) 別荘その他の一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容－個人賠償責任）

- (１) 当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して他人の身体の障害または財物の損壊に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第3条(被保険者)に規定する被保険者の日常生活(＊１)に起因する偶然な事故

- (＊１) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者）

- (１) この特約における被保険者は、本人のほか住宅に生活の拠点として本人と同居する下表のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

①	本人の配偶者
②	本人またはその配偶者と生計を共にする親族

- (２) (１)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (３) (１)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条（保険金をお支払いしない場合－個人賠償責任）

- (１) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 (ア) 保険契約者 (イ) 被保険者 (ウ) (ア)または(イ)の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(＊１)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤	次のいずれかに該当する事由 (ア) ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(＊２)

- (＊１) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

- (＊２) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

- (２) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(＊１)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両または銃器（＊２）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- （＊１）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （＊２）銃器には、空気銃を含みません。

第５条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
②	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用
③	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④	被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合における次に掲げる費用 （ア）支出につき当会社の同意を得た費用 （イ）被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
⑥	第８条（事故発生時の義務）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第８条（事故発生時の義務）⑥または普通保険約款第２章第８節第３条（代位）（３）の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第６条（保険金の支払額）

当会社が１回の事故につき支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。ただし、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の支払限度額を限度とします。

①	第５条（支払保険金の範囲）①に規定する損害賠償金の額が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額
②	第５条（支払保険金の範囲）②から⑦までに規定する費用についてはその全額

第７条（保険金の合計支払限度額）

この特約条項および借家人賠償責任担保特約条項の規定により当会社の支払うべき保険金の総額は、１回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の金額を限度とします。

第８条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること
②	事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること
③	事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること （ア）事故の状況（＊１） （イ）事故発生の日時、場所または事故の状況（＊１）について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 （ウ）損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（＊２）について、遅滞なく、当会社に通知すること
⑤	訴訟の通知	損害賠償の請求（＊３）についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること
⑥	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（＊３）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること
⑦	責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求（＊３）を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑧	調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること

- （＊１）事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
- （＊２）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- （＊３）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第９条（事故発生時の義務違反）

- （１）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第８条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の中欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①	第８条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	第８条の表の②から⑤までまたは同表の⑧	第８条の表の②から⑤までまたは同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③	第８条の表の⑥	他人に損害賠償の請求（＊１）をすることによって取得することができたと認められる額
④	第８条の表の⑦	損害賠償責任がないと認められる額

- （＊１）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第８条（事故発生時の義務）の表の③または同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第１０条（損害賠償責任解決の特則）

- （１）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （２）被保険者が、正当な理由がないのに（１）の協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

第１１条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類（＊１）

- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款第2章第4節第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が普通保険約款第2章第4節第4条(指定代理請求人)(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類
- | |
|---|
| 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 |
|---|
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款第2章第4節第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (* 1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積額(* 2)および被害が生じた物の写真(* 3)をいいます。
- (* 2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (* 3) 画像データを含みます。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

- (1) この特約条項の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、下表に定める金額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

第 13 条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(* 1)について先取特権を有します。
- (* 1) 第5条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の対象とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

第 14 条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、第13条(先取特権)(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 15 条 (時効)

普通保険約款第2章第8節第8条(時効)の規定にかかわらず、保険金を請求する権利は、損害の額が確定した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条 (この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第 17 条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に付帯される普通保険約款に適用される基本条項の規定を準用します。

借家人賠償責任担保特約条項

用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は下表のとおりです。

借戸室	保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の建物または住戸室をいいます。
-----	---------------------------------------

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容—借家人賠償責任)

当会社は、被保険者の借用する借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する下表のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約条項および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発
③	給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

第3条 (被保険者)

- (1) この特約において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載されたものをいいます。
- (2) 被保険者が死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

（1）当会社は、借用住宅が次の各号のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（＊1）の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（＊2）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤	借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行ったこれらの工事を原因として支払事由に掲げる事故が発生した場合については、この限りではありません。

- （＊1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （＊2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
③	被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

①	被保険者が借用戸室の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
②	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用
③	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④	被保険者が損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用。ただし、普通保険約款の損害防止費用と重複しては支払いません。
⑤	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につき当会社の同意を得た費用。ただし、普通保険約款の損害防止費用と重複しては支払いません。
⑥	第10条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使のために必要な手続きに要した必要または有益な費用（当会社が必要とする証拠および書類を入手する費用を含みます。）

第6条（保険金の支払額）

当会社が、1回の事故につき支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。ただし、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の支払限度額を限度とします。

①	第5条①に規定する損害賠償金の額が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額
②	第5条②から⑦までに規定する費用についてはその全額

第7条（保険金の合計支払限度額）

この特約条項および個人賠償責任担保特約条項の規定により当会社の支払うべき保険金の総額は、1回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の金額を限度とします。

第8条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること
②	事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること
③	事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること （ア）事故の状況（＊1） （イ）事故発生の日時、場所または事故の状況（＊1）について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 （ウ）損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（＊2）について、遅滞なく、当会社に通知すること
⑤	訴訟の通知	損害賠償の請求（＊3）についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること
⑥	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（＊3）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
⑦	責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求（＊3）を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑧	調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること

- （＊1）事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
- （＊2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- （＊3）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第8条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の中欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①	第8条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	第8条の表の②から⑤まで、同表の⑧	第8条の表の②から⑤まで、同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③	第8条の表の⑥	他人に損害賠償の請求（＊1）をすることによって取得することができたと認められる額
④	第8条の表の⑦	損害賠償責任がないと認められる額

- (* 1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第 8 条（事故発生時の義務）の表の③または同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 10 条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がないのに前項の協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

第 11 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(* 1)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款第 2 章第 4 節第 4 条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が普通保険約款第 2 章第 4 節第 4 条（指定代理請求人）(1) の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款第 2 章第 4 節第 2 条（保険金の支払）(1) に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (* 1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要なとする費用の見積額(* 2)および被害が生じた物の写真(* 3)をいいます。
- (* 2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (* 3) 画像データを含みます。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) この特約条項の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えたときは、当会社は、下表に定める金額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

第 13 条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(* 1)について先取特権を有します。
- (* 1) 第 5 条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金に対する保険金請求権に限りです。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の対象とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

第 14 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、第 13 条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第 15 条（時効）

普通保険約款第 2 章第 8 節第 8 条（時効）の規定にかかわらず、保険金を請求する権利は、損害の額が確定した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 16 条（この特約条項が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第 17 条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約に付帯される普通保険約款に適用される基本条項の規定を準用します。

法人等契約の被保険者に関する特約条項

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の建物に法人等（＊１）の役員または使用人が居住する場合に適用します。
（＊１）法人等には、個人事業主を含みます。

第2条（被保険者）

- （１）当会社は、この特約により、この普通保険契約における被保険者を法人等の役員または使用人で保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の建物に居住する者とします。ただし、当会社の他の保険契約の被保険者は除きます。
- （２）この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に、他の特約が付帯された場合も同様に、これらの被保険者を保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の建物に居住する者とします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の少額短期保険業者による共同保険契約であって、保険証券記載の少額短期保険業者は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者のために次に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険契約証等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険契約証に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険契約証記載の少額短期保険業者の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）

この保険契約に関し幹事少額短期保険業者が行った第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）①から⑩までに掲げる事項は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対して行った通知その他の行為は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者に対して行われたものとみなします。

別表1 他₁の保険契約等がある場合の保険金の支払額（第1章第6条関係）

(1) 他₁の保険契約等がある場合の損害保険金・持ち出し家財保険金・水害保険金の額

支払責任額の合計額	他 ₁ の保険契約等による保険金の支払いの有無	他 ₁ の保険契約等の支払基準	保険金の額
それぞれの保険契約につき、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表（2）の事故の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	—	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表（2）の事故の種類ごとの支払限度額を超える場合	無し	① 再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみの場合	この保険契約の支払責任額
		② 再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約がある場合	次表(2)の支払限度額 — 再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他 ₁ の保険契約等によって支払われるべき保険金の額 = 保険金の額 ただし、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
	有り	① 再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみの場合	次表(2)の支払限度額 — 他 ₁ の保険契約等から支払われた保険金の合計額 = 保険金の額 ただし、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
		② 再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約がある場合	次表(2)の支払限度額 — 他 ₁ の保険契約等から支払われた保険金の合計額 — 再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他 ₁ の保険契約等によって支払われるべき保険金の額 = 保険金の額 ただし、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(2) 他₁の保険契約等がある場合の損害保険金・持ち出し家財保険金・水害保険金の支払限度額

事故の種類	他 ₁ の保険契約等がある場合の支払限度額
第1条（この条項の補償内容）（2） ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額（以下、本表において「損害の額」といいます。）を限度とします。
第1条（この条項の補償内容）（2） ④ 風災、ひょう災、雪災	
第1条（この条項の補償内容）（2） ⑥ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ（風災、ひょう災、雪災、水災を除きます。） ⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊（風災、ひょう災、雪災、水災を除きます。）	
第1条（この条項の補償内容）（2） ⑨ 盗難による損害（通貨、預貯金証書を除きます。）	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、50万円（*1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
第1条（この条項の保障内容）（3） ① 生活用の通貨等の盗難 ② 生活用の預貯金証書の盗難	① 1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、20万円（*1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 ② 1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、50万円（*1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
第1条（この条項の補償内容）（4） 持ち出し家財	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、100万円（*1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
第1条（この条項の補償内容）（2） ⑤ 水災	① 1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、損害の額の70%（*2）の額を限度とします。 ② 1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の10%（*2）の額または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 ③ 1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の5%（*2）の額または損害の額のいずれか低い額を限度とします。

(* 1) 他₁の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(* 2) 他₁の保険契約等において、支払割合がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表2 他₁の保険契約等がある場合₂の費用保険金₃の支払額または損害防止費用₄の負担額₅（第1章第7条関係）

（1）他₁の保険契約等がある場合₂の費用保険金₃の支払額または損害防止費用₄の負担額

支払責任額または負担額の合計額	他 ₁ の保険契約等による保険金の支払いの有無	保険金の額または損害防止費用 ₄ の負担額
それぞれの保険契約につき、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表（2）の保険金の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他 ₁ の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表（2）の保険金の種類ごとの支払限度額を超える場合	無し	この保険契約の支払責任額
	有り	次表（2）の支払限度額 − 他₁の保険契約等から支払われた保険金の合計額 = 費用保険金または損害防止費用₄の額 ただし、他₁の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

（2）他₁の保険契約等がある場合₂の費用保険金₃の支払限度額または損害防止費用₄の負担限度額

費用保険金 ₃ の種類または損害防止費用 ₄	他 ₁ の保険契約等がある場合 ₂ の支払限度額または負担限度額
臨時費用保険金	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる当該費用保険金 ₃ の額と合算して、100万円（＊1）を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる当該費用保険金 ₃ の額と合算して、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 ₄ の額を限度とします。
失火見舞費用保険金	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる当該費用保険金 ₃ の額と合算して、20万円（＊1）に被災世帯の数を乗じた額を限度とします。
損害防止費用	1回の事故につき他 ₁ の保険契約等で支払われる当該費用 ₄ の額と合算して、損害の発生および拡大の防止に要した費用 ₄ の額を限度とします。

（＊1）他₁の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表3 解約係数表

既経過月数（＊1）	解約係数
1か月	0.63
2か月	0.67
3か月	0.70
4か月	0.73
5か月	0.77
6か月	0.80
7か月	0.83
8か月	0.87
9か月	0.90
10か月	0.93
11か月	0.97
1年	1.00

（＊1）1か月に満たない期間は1か月とします。